

「税務システム等標準化検討会（第13回）」

議事概要

日 時：令和7年6月2日（月）9：00～9：45

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

【構成員】

庄司 昌彦	武蔵大学社会学部 教授
羽生真一郎	東京都 主税局総務部 システム管理課長
中村 郁夫	浜松市 財務部 税務総務課課長補佐（影山 元紀 参事兼税務総務課長の代理）
井上真一郎	神戸市 行財政局 税務部 税務課係長（竹内 信介 税務課長の代理）
中嶋 健裕	前橋市 未来創造部 情報政策課長
菊地 真	三鷹市 市民部 市民税課長
澁木 隆行	三条市 総務部 DX推進課係長（大竹 芳弘 DX推進課長の代理）
吉川 徹	飯田市 総務部 税務課長
小林 重義	富士市 デジタル推進室 情報システム課長
林 英樹	豊橋市 財務部 市民税課長
徳平拓一郎	南国市 情報政策課長
本山 政志	埼玉県町村会 情報システム共同化推進室長
鈴木 健一	全国知事会 調査第一部長
石川 拓海	全国市長会 財政部主事（伊藤 章司 財政部長の代理）
小野寺則博	全国町村会 次長兼財政部長事務取扱
鈴木 清	地方税共同機構 審議役兼事務局長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会 企画部担当部長
三木 浩平	総務省 デジタル統括アドバイザー
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート（千葉 大右 地方業務標準化エキスパートの代理）
尾崎 祐子	総務省 自治税務局 企画課電子化推進室長

【欠席者】

菊地健太郎	総務省 自治税務局 企画課長
市川 靖之	総務省 自治税務局 都道府県税課長
水野 敦志	総務省 自治税務局 市町村税課長
池田 敬之	総務省 自治税務局 固定資産税課長
滝 陽介	総務省 自治税務局 都道府県税課自動車税制企画室長

【準構成員】

日名子大輔	株式会社 RKKCS 第1システム本部副本部長兼税務システム部門部長
西田 浩平	北日本コンピューターサービス株式会社 滞納ソリューショングループ 滞納ソリューション営業課長

早田 浩史 Gcom ホールディングス株式会社 第2 製品開発部長
山下 仁志 株式会社シンク ソリューションサービス部長
亀井 勢 株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス設計部税務情報システムグループ課長
岩松 秀樹 株式会社電算 開発本部ソリューション2 部主幹
佐藤 貴浩 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門シニアプロフェッショナル
松本 晋 株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部
第一開発本部 第二開発部担当部長
山縣 大輔 富士通 Japan 株式会社 Public & Education 事業本部
住民情報サービス事業部シニアディレクター

その他オブザーバー等

【議事次第】

1. 税務システム標準仕様書【第 5.0 版】(案) について

【意見交換(概要)】

1. 税務システム標準仕様書【第 5.0 版】(案) について

○ 税以外でもシステムの標準化が進展しているが、現場では非常に苦労している。今後も税制改正が行われ、都度、仕様書が改定される。改定内容を早く伝えるといったことや、わかりやすくすることが必要なのではないかと。仕様の改定が現場のソースコードに与える影響というものを分析してほしい。法改正から現場での作業までどうやって行うかということが確定できていない。今後、このインパクトをどう整理していくかということが課題だろうと思う。改正内容が税は多いので、そういう意味で先進的に進めるのではないと思う。(APPLIC)

→私も同じ問題意識を持っている。具体的にどういうことをしたら、現場が楽になるかという方策はあるか。(座長)

○ デジタル庁の所管なのかもしれないが、仕様書の内容がいつまでも Excel のままでいいのかということはある。現場で反映させやすい方法を考えるべきではないか。Excel は見栄えはいいが、ベンダ側からすると、使いづらい。全部ばらして、テキスト化するほうが現場としてはいいように思う。例えば、1つの機能を1つのテキストファイルとして管理し、ピンポイントで引き出せるようなデータベース形式に変更するなど、Excel で作成されている仕様書自体の構成に関しても考え直す必要がある。(APPLIC)

○ システムを今後もアップデートしていく際の費用について検討いただきたい。今回の仕様書改定対応は移行経費に吸収されるが、運用段階、来年度以降の法令改正に伴うシステムアップデートをどう考えるか。SaaS 型のサービスであれば、サービス利用料金に転嫁されるものと思うが、サービス利用型の概念をデジタル庁も自治体も持っていないのではないと思う。結局いまだにオンプレ時代と同様に、個々の団体が個々にシステムを改修することを前提としているのではないかと。一般的な SaaS 型に近づけていく必要があるだろう。そうでなければ、運用段階での経費が下がってこない。次回以降にこの点を議論する必要があるのではないかと。

制度改正したら、誰が改修費用を負担するのか。この点について地財措置という言葉をいまだに散見するが、地財措置は国から各団体に渡して、各団体がベンダに払うかたち。結局、昔のままの気がしてならない。今問題となっている運用段階での費用高騰のメカニズムについても関係者が共有しておく必要があるのではないか。（総務省デジタル統括アドバイザー）

○ 法改正等に際して、各ベンダがシステム改修に対応していくことになるが、事務局の仕様書公表までに時間がかかっている。自治体への説明責任を果たすために、仕様書公開より前に、改定方針に関する情報が欲しい。（NEC）

○ 仕様書が改定されてから、法改正に係る Q&A が公開された場合に、どこまで仕様へ反映させるべきか自治体側との議論になるため、法改正に係る Q&A と標準仕様書への反映予定についても共有してほしい。（富士通）

→事務局も同じ問題意識を持っている。改正の概要や、施行通知等をベンダ側にも情報共有していくことを検討したい。（総務省）

○ 法改正等でパッケージを変更する際、本社の開発元でパッケージ対応し、自治体側でさらに細かくカスタマイズする二重の改修が必要だった。これはクラウド化した場合でも同等なのか。（総務省デジタル統括アドバイザー）

→クラウド化によって個別の自治体に対するカスタマイズは行わず、本社の開発元による一次の改修のみで進めていく前提ではあった。一方で、計算の細目や、条例で定めている事項がある関係で、その調整に時間を要している。どこまで本体部分で加味する必要があるか、すりあわせていく必要がある。（富士通）

以上